

昭和45年 7 月 14 日
和歌山県告示第 5 1 4 号
平成25年 3 月 22 日
和歌山県告示第 3 4 1 号

和歌山県ナース章授与規程

(目的)

第 1 条 この規程は、多年和歌山県において看護職員として勤務し、顕著な業績をあげた者に知事が授章を行い、この功績をたたえることを目的とする。

(授与方法)

第 2 条 授章は、ナース章を授与するとともに賞状を付与して行うものとする。

(受章者の決定)

第 3 条 受章者は、和歌山県ナース章選考委員会の審議を得て知事が決定する。

(その他)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、ナース章に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、告示の日から施行する。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。